

事務連絡
令和6年3月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

自家用車活用事業の実施に向けた不足車両数の算出方法と意向調査の実施について

自家用車活用事業の実施に向け、令和6年3月13日付けで一部地域のタクシーの不足車両数を公表し、意向調査を実施したところであるが、他の地域についても、タクシー事業者に実施の意向がある場合は速やかに自家用車活用事業を実施できるよう、下記のとおり取り扱うこととしたので、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう取り囲られたい。

記

1. 大都市部のタクシー不足車両数について

札幌交通圏、仙台市、県南中央交通圏、千葉交通圏、大阪市域交通圏、神戸市域交通圏、広島交通圏、福岡交通圏については、既に公表した4地域同様、タクシー配車アプリのデータ等に基づき不足車両数の算出を行い、4月中に公表する。その後、意向調査を実施のうえ使用車両数を決定し、順次実施することとする。

2. 上記以外の地域

タクシーが不足する曜日及び時間帯と不足車両数を別紙のとおりとし、自家用車活用事業の取組を進める中でデータを収集し、より精緻な不足車両数を検証することとする。なお、地域の実情に鑑み、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送の実施を妨げるものではない。

各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む）は、各タクシー事業者に対し、別紙の内容について通知するとともに、自家用車活用事業の実施の意向がある場合は申出書（別添1）を管轄の運輸支局へ提出するよう周知することとする。なお、申出書の提出は隨時受け付けることとする。

タクシー事業者より申出書の提出があった場合は、当該営業区域に営業所を有する全てのタクシー事業者を対象に、7日間程度の期間を定め、自家用車活用事業の実施意向について調査することとする。調査にあたっては意向調査票（別添2）を活用されたい。

また、営業区域内の自治体が、特定の曜日及び時間帯にタクシー車両数が不足しているとして運輸支局へ申し出た場合は、申し出のあった曜日、時間帯及び不足車両数で自家用車活用事業の実施意向について調査することとする。

3. 結果のとりまとめと使用可能車両数の通知について

意向調査の結果についてはとりまとめ次第速やかに本省へ報告されたい。また、意向調査終了後10日後を目処に、調査結果を基に各社の使用車両数を決定、各事業者へ通知することとする。

(別紙)

タクシーが不足する時間帯と不足車両数

(タクシー配車アプリのデータ等に基づき不足車両数の算出を行う地域を除く)

車両数が不足する曜日及び時間帯	不足車両数
金・土　　: 16 時台～ 翌5時台	各営業区域内の タクシー車両数 _(※) の5%
営業区域内の自治体が、タク シー車両数が不足していると して管轄運輸支局へ申し出た 曜日及び時間帯	営業区域内の自治体が、タク シー車両数が不足していると して管轄運輸支局へ申し出た 車両数

(※)令和6年1月1日時点の事業計画上の配置車両数の合計

○○運輸支局長 殿

申出書

下記の営業区域及び営業所において、道路運送法第78条第3号に基づく自家用車活用事業を実施する意向があることを申し出ます。

(営業区域の名称)

(営業所の名称)

令和 年 月 日

名 称
住 所
代表者名

(担当者氏名)
(連絡先)

自家用車活用事業に係る意向調査票 (●●交通圏)

※ 「意向調査票提出にあたっての注意点」をよく読み、着色されたセルに記入して下さい。

提出期限：令和●年●月●日(●)

提出先: ●●運輸支局 輸送担当

メールアドレス

●●●●●●@mlt.go.jp

提出年月日： 令和6年 月 日

事業者名 :

営業所名 :

ご担当者 :

電話番号 :

E-Mail :

	曜日・時間帯【今回の配分車両数】	使用車両数
①	金曜日・土曜日 16時台～翌5時台 【●●●台】	<input type="text"/> 台

※ 本調査は本年4月から6月末までに自家用車活用事業の実施を予定している事業者を対象としています。

7月以降に開始予定の事業者については別途意向調査を行いますので、本票は提出しないでください。

また、次の営業区域については本調査の対象外です。

【 札幌、仙台市、県南中央、千葉、特別区・武三、京浜、名古屋、京都市域、大阪市域、神戸市域、広島、福岡 】

※ 使用車両数の欄には各時間帯で同時に稼働する車両数の最大値を記載してください。

(自家用車を30台準備し、同時に最大10台運行する場合、使用車両数は「10台」と記入してください)

また、営業所ごとに配置するタクシー車両数を上限として下さい。

提出日	事業者名	営業所名	担当者	電話番号	E-Mail	時間帯①使用車両数

意向調査票提出にあたっての注意点(例)

- 本調査は、自家用車活用事業について各社の実施の意向を確認するものです。自家用車活用事業の実施にあたっては、別途許可を受ける必要があります。
- 本調査に基づき各事業者の使用車両数を配分しますので、本年4月から6月末までに自家用車活用事業の実施を予定している事業者は提出が必要です。次回の配分は7月の予定です。
- 自家用車活用事業の実施を予定していない事業者は提出不要です。
- 複数の営業所で自家用車活用事業を実施する予定がある場合は、営業所ごとに別葉で作成して下さい。
- 提出期限(令和●年●月●日(●))までに、各運輸支局へ原則電子メールで提出してください。電子メールによることが困難な場合は個別にご相談ください。

<今後のスケジュール>

- 月●日 (●) 本調査票の提出期限
- 月●日 (●) 使用可能車両数を決定、通知

- その他、不明点は各運輸支局までお問い合わせください。